

守山市中小企業等デジタル化促進補助金

申請の手引き

👉 受付期間

令和5年8月1日～

令和6年1月31日

※ただし予算が上限に達した場合は早期に終了します。



▶ 補助率 **1/2**

▶ 補助限度額 **20万円**

▶ 補助対象経費

デジタル技術を活用した

事業・販路改革

または

経営管理改革

につながる取組に係る費用（税抜き）

補助対象期間：交付決定日から令和6年2月29日まで

▶ 制度の概要

新型コロナウイルス感染拡大や原油価格高騰等により多様化する社会環境や市場の変化に対し、市内中小企業等の新たな事業展開や経営基盤の確立等の事業活動に係る持続可能な地域経済の活性化を図ることを目的としたICTまたはIoT等デジタル技術の活用につながる取組等への経費の一部を補助します。

【問い合わせ先】〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市都市経済部商工観光課(市役所新館2階 ⑬ 新庁舎移転後4階)

Tel:077-582-1131 Fax:077-582-1166

メール:shokokanko@city.moriyama.lg.jp

補助対象者

- ① 守山市内に店舗・工場・事業所・事務所・支店を有する、中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する中小企業等
- ② 事業完了日までに上記①の条件を満たすもの（守山市内で起業、新規出店など）
- ③ 市町村税等の滞納がないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、また将来においても該当しないこと。
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う事業所でないこと。

①中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する中小企業等

	区 分	資本金の額	常時使用する従業員
会社または個人事業主	製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	サービス業	5,000万円以下	100人以下
	小売業	5,000万円以下	50人以下
	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5,000万円以下	200人以下
	その他の業種（上記以外）	3億円以下	300人以下
	組合等（企業組合、協業組合等）、財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医業、歯科医業を主たる事業とする法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人	10億円以下	2,000人以下

※資本金の額または出資金の額が上記を満たしていること。

※下記のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。

- ① 発行済株式の総数または出資価額の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している事業者
- ② 発行済株式の総数または出資価額の総額の2/3以上を大企業が所有している事業者
- ③ 大企業の役員または職員を兼務する者が役員総数の1/2以上を占めている事業者
- ④ 資本金または出資金の額が10億円を超える事業者
- ⑤ 常時使用する従業員の数が2,000人を超える事業者

※政治団体（法人）または宗教団体（法人）は除く。

補助事業

交付決定日から**令和6年2月29日**までに実施した、下記のいずれかを目的とした事業

事業・販路改革（以下、取組事例）	経営管理改革（以下、取組事例）
<ul style="list-style-type: none"> ・ AIやIoTを活用した販売・顧客管理システムの導入 ・ AI等を活用した自社の市場分析 ・ E C（電子商取引）サイト制作 ・ デジタルを活用した顧客向け店舗環境改善整備（フリーWi-Fi環境整備を含む） ・ キャッシュレスシステムの導入 ・ セルフオーダーシステムの導入 ・ オンライン受付や事前予約システムの導入、ネット予約システムの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経理、会計システムの導入 ・ 人事管理システムの導入 ・ グループウェアの導入 ・ クラウド管理の導入 ・ 技能承継に対するデジタル技術活用 ・ P O S 導入や顧客情報等アナログ管理情報の電子化 ・ サイバーセキュリティへの対策

×対象外の事業

- ① 補助対象者と資本関係がある事業者と契約した事業
- ② 補助対象者の代表者、役員、配偶者もしくは2親等以内の親族が役員として属する事業者と契約した事業
- ③ 事業を営んでいない個人と契約した事業
- ④ 公序良俗に反するおそれがある事業所にかかわるもの

補助金算定方法

👉 補助対象経費①

- ① デジタル化を図るために必要なシステム導入等にかかる経費
- ② デジタル化に伴い提供を受けた役務にかかる経費
- ③ デジタル化を図るために行われた委託等にかかる経費
- ④ サービスやシステムの利用に向けたサブスクリプションサービスに係る費用
(月額使用料等。ただし、事業開始後1年以内に係る費用を対象とし、補助対象事業の期間内に支払いを行ったものに限る。)
- ⑤ その他市長が必要と認める事業にかかる経費

👉 補助対象経費②

- ⑥ ①～⑤の事業を実施するために必要な物品等の購入費用
- ⑦ ①～⑤の事業を実施するために必要な物品等のリースに係る費用
(ただし、事業開始後1年以内に係る費用を対象とし、補助対象事業の期間内に支払いを行ったものに限る。)
- ⑧ ①～⑤の事業を実施するために必要なホームページの更新および事業所環境の整備にかかる経費

補助金額①

①～⑤の合計額 × 1 / 2

補助金額②

⑥～⑧の合計額 × 1 / 2 または補助金額①のいずれか小さい方

申請額

補助金額①+②と補助限度額200,000円のいずれか小さい方

※税抜き金額および千円未満切り捨てとなります。

✕ 対象外経費

- ① 事務所等の事業運営に要する経費 (人件費、光熱水費および消耗品費等)
- ② 自社ホームページの制作、リニューアルのみを行う費用
- ③ WEBやSNSによる広告費用
- ④ 社内教育のために購入した物品や図書
- ⑤ その他デジタル化による事業執行に不要と思われる物品の購入経費や役務の提供に関する経費等

申請方法【事前申請】

👉 申請書受付期間 令和5年8月1日(火)～令和6年1月31日(水)

※ただし、予算が上限に達した場合は早期に終了します。

(受付時間：平日 8時30分～17時15分まで (執務時間中))

交付申請書の提出 → 交付決定(郵送) → 事業実施 → 実績報告書交付請求書の提出 → 補助金交付(振込)

R6.1.31まで

※申請内容や混雑状況により
交付決定日まで時間を要する
可能性があります。
余裕をもってご提出ください。

補助対象事業期間
(交付決定日～R6.2.29)

R6.2.29まで

👉 申請書・実績報告書 提出場所 守山市役所 商工観光課

新館2階(新庁舎移転後4階)

※ 交付決定後～令和6年2月29日までに実施する事業が補助金の対象となります。

ただし、**支払いや実績報告書作成、提出期日も含め、2月29日までに完了する必要がありますのでご注意ください。**

※ 交付申請時と内容が変更した場合は、変更承認申請書の提出が必要です。

(交付決定額から10%以内の減額は変更申請不要。また、増額の変更は行いません。)

※ 対象事業となるかどうかなど、いつでもご相談ください。

提出書類

☞ 交付申請時に必要な書類

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 守山市に事業実態があることが確認できる資料 次の●のいずれか
 - 直近の確定申告書の写し
法人の場合 法人税申告書別表一または法人事業概況説明書の写し
個人の場合 所得税確定申告書Bの第一表、第二表
（青色申告の方）青色申告決算書
（白色申告の方）収支内訳書の全ページ
 - 法人登記簿の写し（3月以内に発行されたもの）
 - 開業届の写し（開業後1年未満に限る）
- ④ 守山市に納税義務がない方、申請段階で市内における事業実態がない方のみ
 - ・納税地の市町村税の全ての税目に関する直近の納税証明書または完納証明書
 - ・守山市内における事業実態を確認できる資料（相談ください）

☞ 実績報告時に必要な書類

- ① 事業実績報告書（様式第7号）
- ② 補助対象事業を実施したことを証する書類
写真、契約書またはこれに値するもの、取扱説明書 など
- ③ 補助対象経費を支出したことを証する書類
見積書、契約書、領収書、レシート、通帳の写し、クレジットカードの利用明細等
※支出日、単価、個数がわかるよう組み合わせて提出すること
（例：見積書と通帳の写しなど）
※申請者と同一名の宛名が記載されていること
- ④ 交付請求書（様式第8号）

☞ 変更交付申請時に必要な書類

- ① 変更承認申請書（様式第5号）
- ② 事業計画書（様式第2号）・・・変更後の内容で記載ください。

【その他お知らせ】

- ▶ 昨年度実施した令和4年度デジタル化促進補助金に申請いただいた方も、事業内容が別であれば、申請可能です。
- ▶ 新たに守山市で起業される方、他市町村で事業をされていて新規出店をされる方も対象です。
- ▶ 提出した書類の控えについては、令和11年3月31日まで各自で保管してください。
- ▶ 補助金の交付を受けて取得した物品については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」別表第1号および第2号に規定する法定耐用年数を経過するまでは、目的に反して使用し、交換し、貸付し、担保に供し、または破棄してはいけません。
- ▶ 補助金交付後、守山市または守山商工会議所により、適宜、事業効果の測定や新たな課題の抽出を行うため、アンケートや訪問による聴き取りを行いますのでご協力ください。
- ▶ 導入以降も商工会議所などにより、随時伴走支援を行いますので、お気軽にご相談ください。